

九州経済産業局における法令違反への対応状況(平成28年度)

平成29年8月  
九州経済産業局  
製品安全室

経済産業省では、製品安全4法<sup>(注)</sup>の適正な執行を図るため、規制対象の製品について、試買テスト及び立入検査により法令遵守状況の確認を行うとともに、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供及び自治体(都道府県・市)の立入検査等にも対応して確認を行っております。

これらにより法令違反の疑いが認められた場合は、事実関係について調査を行い、その結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止の指導を行うとともに、必要な行政措置又は法的措置を行っております。

(注)製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

1. 概要

九州経済産業局が平成28年度に対応した法令違反事案において、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反の7事業者に対して、産業部長名による文書注意を行ったところです。(以下2. 参照)

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反(経済産業局長名による文書注意(嚴重注意))についての該当事案はありませんでした。

2. 個別の事案(産業部長名による文書注意)

【電気用品安全法(電安法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【製造事業者 A】 ◇電気サウナバス	事業者の自主報告	・変更届出(電気用品追加)の遅延 ・技術基準適合未確認 ・適合性検査の未受検	・変更届出書及び遅延理由書の提出。 ・適合性検査受検、適合証明書取得。 ・自主検査実施後、適正表示にて販売。 ・再発防止措置の実施
【輸入事業者 B】 ○コンセント付家具	試買テスト	・技術基準に不適合	・輸入・販売停止。流通在庫は回収後、廃棄。 ・再発防止措置の実施
【輸入事業者 C】 ○その他の電気機械器具付き家具	試買テスト	・技術基準に不適合	・販売完了。今後の輸入品の不適合箇所改善。
【輸入事業者 D】 ◇直流電源装置 ○その他の音響機器	(独)製品評価技術基盤機構の立入検査報告	【直流電源装置】 ・技術基準適合未確認 ・自主検査記録の不	【直流電源装置】 ・自主検査記録の取得。 ・適合証明書副本を取得できなかった一部機種は在庫廃棄、

		備 ・適合証明書副本の未取得  【その他の音響機器】 ・輸入事業届出の遅延 ・不適正表示 ・不適正表示での販売	輸入停止。 ・販売済み品は製品回収・返金により対応。 ・再発防止措置の実施  【その他の音響機器】 ・輸入事業届出書及び遅延理由書の提出。 ・自主検査記録の取得。 ・国外規格の技術基準を適用のため、在庫廃棄、輸入停止。 ・再発防止措置の実施
【輸入事業者 E】 ◇直流電源装置	消費者からの情報提供	・輸入事業届出の遅延 ・不適正表示 ・不適正表示での販売	・輸入事業届出書及び遅延理由書の提出。 ・適合証明書副本及び自主検査記録の取得・保存。 ・上記を取得できなかった販売済み品は適合品と無償交換、在庫品も適合品と交換。 ・再発防止措置の実施

【消費生活用製品安全法(消安法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 F】 ○乗車用ヘルメット	試買テスト	・表示の一部不備	・適正表示に訂正。 ・再発防止措置の実施
【輸入事業者 G】 ○家庭用の圧力なべ及び圧力がま	試買テスト	・技術基準に不適合	・部品交換により適合を確認。 販売済み品も部品交換により対応。 ・再発防止措置の実施

(注)電安法の場合、◇印は「特定電気用品」であることを、また、○印は「特定電気用品以外の電気用品」であることを表します。

消安法の場合、◇印は「特別特定製品」であることを、また、○印は「特別特定製品以外の特定製品」であることを表します。